愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領

（目的）

第１　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第１項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画の別表（以下「別表という。」）に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

（基本方針）

第２　別表の更新は原則として医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）及び医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）の情報及び分娩の実施状況等に関する調査結果に基づき行うものとする。ただし、第５に定めるものは、随時更新するものとする。

（Ｇ－ＭＩＳ及び医療情報ネットの情報による更新）

第３　医療計画課は、毎年１月１日時点でＧ－ＭＩＳ及び医療情報ネットの情報を確認し、別表の注に掲げる定義に従い、別表の更新を行うものとする。

（分娩の実施状況等の調査結果による更新）

第４　分娩実施の有無や診療科別医師数など、Ｇ－ＭＩＳ及び医療情報ネットで確認できない情報については、別に行う調査結果に基づき別表の更新を行うものとする。

（その他の更新）

第５　医療計画課は、次に掲げる事項を確認した場合は、別表の更新を行うものとする。

（１）　医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。

（２）　がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院、医療措置協定に基づく協定指定医療機関、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。

（３）　精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院及び後方支援基幹病院、多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名、初期救急医療体制の休日夜間診療所及び在宅当番制、第２次救急医療体制の病院群輪番制参加病院及び搬送協力医療機関、第３次救急医療体制の医療機関並びに小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。

（４）　救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。

（５）　東海北陸厚生局に次に掲げる施設基準に係る届出及び辞退の届出があったとき。

ア　回復期リハビリテーション病棟入院料

イ　小児入院医療管理料１又は２

（６）　愛知県医療審議会医療体制部会（以下「体制部会」という。）において医療法施行規則第１条の１４第７項に規定する医療機関として適当と認められたとき。

（更新の公表）

第６　更新した別表について医療計画課は、ホームページを修正するとともに、閲覧を行っている機関（保健所、県民相談・情報センター、県民相談室及び新城設楽振興事務所）へ送付する。

（更新の報告）

第７　医療計画課は、別表の更新を基幹的保健所等（愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領に定める基幹的保健所等のことをいう。）へ通知し、基幹的保健所等及び医療計画課（名古屋・尾張中部医療圏を担当）は、その担当する愛知県圏域保健医療福祉推進会議へ報告する。

また、医療計画課は、別表の更新を体制部会へ報告する。

（附　則）

この要領は、平成２０年１０月２０日から施行し、平成２０年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成２１年１０月１６日から施行し、平成２１年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成２３年５月１０日から施行し、平成２３年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成２５年７月１日から施行し、平成２５年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成２７年１月２１日から施行し、平成２６年８月１日から適用する。

この要領は、平成２８年１０月２１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

この要領は、平成３０年３月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

（平成３１年４月１日３１医計第１５２号）

この要領は、令和３年１２月２７日から施行する。

（令和３年１２月２７日３医計第７５０号）

この要領は、令和４年１２月８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（令和４年１２月８日４医計第７９４号）

この要領は、令和６年３月２５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年３月２５日５医計第１１８１号）